

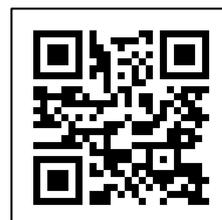
自立支援医療（育成医療）のご案内

予定されている手術費用の負担軽減を目的とした医療費助成制度のご案内です。現在利用されている「こども医療費助成制度」を引き続き利用することも出来ますが、育成医療を新たに申請することも可能です。

育成医療とは

身体上の障害を有する児童や現在の病気を放置すると将来障害を残すと認められる児童で、治療によって効果が期待される場合、その医療費の自己負担を軽減する制度です。

自己負担額は原則 1 割で、世帯の所得水準に応じて毎月の負担上限額が設けられます（所得制限あり）。 ※詳細は右動画参照ください



留意点

- 県外にお住まいの方は、当院の窓口ではこども医療費助成制度の利用ができない為、育成医療の申請を行うことで窓口の医療費負担を軽減できます。
- 同疾患で小児慢性医療費助成を利用されている場合は、申請は不要です。
- 育成医療とこども医療費助成制度は支払時には併用できません。育成医療を利用する場合、支払った医療費は後日こども医療費助成制度の窓口にて償還払い手続きが可能です。
- 事前申請が必要です（原則、事後申請は認められません）。

申請を行う場合 以下の持ち物をご用意いただき、窓口で申請が必要です。

持ち物

- 自立支援医療（育成医療）意見書→指定医療機関の医師が記載したもの
- 健康保険証→ 国民健康保険：同一保険に加入している家族全員分
その他の健康保険：受診者本人の氏名が記載されているもの
- 申請者のマイナンバーカードまたは、個人番号通知カード+身元確認書類

窓口

お住まい（住所地）の市町村の担当窓口

※浜松市の場合は各区役所、行政センターの健康づくりセンター

申請希望やご質問がある方は患者支援センター（受付 6）相談窓口にて、詳細の説明をいたします。お気軽にお声かけください。

直通 TEL：053-474-1121

平日：8：30～17：00／土曜：8：30～12：15

